

入 札 説 明 書

調 達 サ ー ビ ス 名

曾和インター信濃町線1号（有明大橋）他 低濃度PCB廃棄物

収集運搬・処分業務委託

令和5年8月

新潟市土木部西部地域土木事務所

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、当該調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）が熟知し、且つ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達サービス名及び数量

曾和インター信濃町線1号（有明大橋）他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

数量

有明大橋 7.06 トン（ドラム缶 61 本）

堀割橋 5.29 トン（ドラム缶 44 本）

計 12.35 トン

（公告番号 新潟市契約公告第32号）

(2) 調達サービスの内容等

曾和インター信濃町線1号（有明大橋）他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に定めるとおり。

(3) 履行場所

新潟市西蒲区旗屋585番地1（新潟市 西蒲区役所 西川出張所 敷地内倉庫）

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月15日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を持って落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、処分数量12.35トン（有明大橋7.06トン、堀割橋5.29トン）の収集運搬費及び処分費の合計額（＝契約希望額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書には、収集運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書（指定様式）を添付すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とし、次のすべての資格要件を満たすものとする。

(1) 共通の資格要件（単独企業及び共同企業体の構成員）

- ① 新潟市の競争入札参加資格（業務委託）確認において審査を受け資格を有する者、又は当該調達的一般競争入札参加申請書提出期限までに新潟市の政府調達（WTO）契約にかかる業務委託入札参加資格審査申請書を提出した者（審査の結果、競争入札参加資格を有する者として認められた者に限る。）であること。
- ② 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。
- ④ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- ⑥ 当該調達の入札に参加する他の単独企業又は共同企業体の構成員に該当しない者であること。
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項、同条第6項及び第15条第1項並びに第15条の4の4第1項の規定に基づき、次の表1に掲げる必要な許可を同表に定めるところにより有する者（共同企業体にあつては、各構成員が自ら行う処理の内容に応じ、運搬を行う構成員については次の表1に掲げる収集運搬の許可等を同表に定めるところにより有する共同企業体）であること。

表1：収集運搬及び処分に係る許可等

廃棄物の区分	許可等の種類		廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	運搬収集	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定（注1）	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理廃棄物収集運搬業（注2）	第14条の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	処分	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		特別管理産業廃棄物処分業	第14条の4第6項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
		産業廃棄物処理施設	第15条第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物

注1 上表に掲げる「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定」については、認定内容に収集運搬が含まれていることを指す。

注2 上表に掲げる「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市の長の許可を有すること。

- ⑧ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。
- ⑨ 落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。
 - 1) 廃棄物処理業に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合も含む））
 - 2) 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）
 - 3) 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2並びに第15条の3）
 - 4) 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
 - 5) 広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
 - 6) 無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
 - 7) 親子会社認定の取消し（廃棄物処理法第12条の7第10項）
 - 8) 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）
 - 9) 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項（廃棄物処理法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）
- ⑩ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は、運搬を行う構成員1者、処分を行う構成員1者の2者とすること。
- ※ 共同企業体の名称は、代表者、構成員の企業名を冠した名称とすること。

(3) 参加資格の喪失

単独企業又は共同企業体の構成員が、参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に(1)から(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

郵便番号959-0492

新潟市西蒲区旗屋585番地1

新潟市土木部西部地域土木事務所 管理班

電話：0256-78-8570

F A X：0256-88-3467

E-mail:seibudoboku@city.niigata.lg.jp

4 一般競争入札参加申請等

- (1) 競争入札参加希望者は、「一般競争入札参加申請書」を、令和5年8月17日（木）9時から令和5年9月7日（木）17時までに上記3(1)の場所に持参又は郵送により正本1部、副本1部の一式揃えて提出すること。
持参の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までを除く。）に提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。
- (2) 競争入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類とあわせて一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。ただし、競争入札参加希望者が単独企業である場合は、①、②は不要とする。また、現地確認を希望しない場合は、④は不要とする。なお、⑤は競争入札参加希望者に新潟市の政府調達（WTO）契約にかかる業務委託入札参加資格審査の申請中である者を含む場合のみ提出するものとする。
 - ① 委任状
 - ② 共同企業体協定書
曾和インター信濃町線1号（有明大橋）他 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託共同企業体協定書
※様式第3号は落札者決定後速やかに1通提出とし、分担業務額については契約金額との整合が必要です。
 - ③ 秘密保持誓約書
 - ④ 現地確認申込書
 - ⑤ WTO用受付確認票の写し
 - ⑥ 本契約における運搬・処分（最終処分先を含む）計画書
- (3) 競争入札参加希望者は、別途定めた様式に沿って一般競争入札参加申請書及び(2)に掲げる各種書類（⑥については任意の様式も可）を作成すること。
- (4) 競争入札参加希望者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知
令和5年9月28日（木）まで

5 質疑回答

- (1) 入札手続等、仕様書等についての質疑書は令和5年8月17日（木）9時から令和5年9月7日（木）17時までに、上記3(1)に電子メールにより提出すること。
- (2) 質疑書の提出のあった者に、令和5年9月20日（水）までに電子メールにて回答する。また、回答は令和5年9月27日（水）までに新潟市財務部契約課ホームページの政府調達（WTO）契約に係る一般競争入札公告一覧に掲示する。

6 現地確認申込書の提出期間、場所及び提出方法

- 現地確認を希望する者は、令和5年8月17日（木）9時から令和5年8月31日（木）17時までに、上記3(1)に持参又は郵送により提出すること。

7 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

- ① 日 時 令和5年10月10日(火) 10時00分
- ② 場 所 新潟市西蒲区役所西川出張所1階 入札室

(2) 郵送による受領期間及び提出先

- ① 受領期間 令和5年9月28日(木)9時から令和5年10月6日(金)17時まで
- ② 提出先 上記3(1)へ書留郵便にて提出期間内必着で提出すること。

- (3) 競争入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、委託契約書(案)及び規則を熟知の上、入札書類を提出しなければならない。
- (4) 競争入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争入札参加資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)」並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委任状(様式第9号)」を提出すること。
- (8) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 競争入札参加資格者又はその代理人は、別途定めた様式に沿って「入札書」、「見積内訳書(以下「入札書類」という。）」、「委任状」を作成すること。
- (10) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書類を封書に入れ、且つ、その封皮に入札の日付、調達サービス名、競争加入者の氏名(法人にあってはその名称又は商号。共同企業体にあっては共同企業体の名称。)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送(書留郵便に限る。)により入札する場合は、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書類在中」と朱書きにし、加入電信、電報、電話、その他の方法による入札は認めない。
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 競争入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額及び入札書の提出後の訂正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。
- (13) 競争入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (15) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

- (16) 開札は、競争入札参加資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 開札した場合においては、競争入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、7. (1)の入札・開札日以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。競争入札参加資格者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (18) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争入札参加資格者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (19) 入札書等及び委任状に手書きする際は、ペン又はボールペン（消えるインクを使用したもの、鉛筆は不可）を使用すること。

8 入札保証金

入札保証金は免除する。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。なお、以下の(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、競争入札参加資格者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書類の提出期間内に到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書類を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係

のない職員にこれを代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断されたときは、その者を落札者としがない場合がある。

12 契約の停止等

- (1) 本調達サービスの契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (2) 落札者の処分施設が県外の場合、処分実施のため受入れについて事前協議が必要となる場合がある。その際、落札者は必要な資料作成等の協力を行うこと。また、当該事前協議の結果、協議が纏まらない場合は、本委託業務の実施が困難になることから本契約を締結しない。契約後の場合は本契約を無条件で解除する。

13 契約保証金

金額は、規則第33条の規定により契約金額の100分の10以上の額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てることとする。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 委託契約書の作成

- (1) 委託契約書を作成する場合には、落札者は、交付された委託契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができる。
- (2) 委託契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 支払いの条件

調達サービスの代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

16 契約条項

- (1) 単独での契約の場合は、産業廃棄物収集運搬・処分業務委託契約書（別添様式：単独事業者用）により契約を締結する。
- (2) 共同企業体での契約の場合は、業務委託基本契約書（別添様式：共同企業体用）により基本契約を締結の上、運搬を行う構成員については産業廃棄物収集運搬業務委託契約書、処分を行う構成員については産業廃棄物処分業務委託契

約書により個別に契約を締結するものとする。

17 競争入札参加資格審査申請

本調達サービスの公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達サービスの入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を、令和5年8月31日（木）までに下記へ提出すること。

なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

<http://www.city.niigata.lg.jp>

18 その他

(1)入札書の提出期限は、公告文に指定した期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。

(2)入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。